

【委員会記録】

南委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。(10時33分)

直ちに、議事に入ります。

これより、公安委員会関係の審査を行います。

付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところでありますが、この際、報告事項等があれば、これを受けるといたします。

【報告事項】

- 警察手帳偽造事件に係る処分等の実施結果について

池田警務部長

本県の警察職員による警察手帳の偽造事案に係る処分等の実施結果につきまして、御報告させていただきます。

本年6月20日、当該職員を懲戒免職とするとともに、監督責任として幹部職員5名について、本部長訓戒等としました。この度の不祥事について、改めて深くおわび申し上げます。今後、失われた信頼の回復に向け、県警をあげて再発防止対策の徹底を図ってまいります所存でございます。

南委員長

以上で報告は終わりました。

それでは、これより質疑に入ります。

質疑をどうぞ。

福山委員

私のほうから、先般、京都府内において死傷者が多数発生しました交通事故の原因については未だ発表されておりませんが、運転手の方が意識障害を伴う発作を起こすてんかんの持病を有しており、この方は病状を申告せずに免許の更新を行っていたというふうに報道されております。

また、昨年4月栃木県においてもクレーン車運転中の男性がてんかん発作によってクレーンを運転中交通事故を発生させて、登校中の児童の列に突っ込んで、6人の小学生が死亡するという事故も発生しております。

こういう一定の持病がある方ですね、こういう者について、いろいろ障害者の権利ということ、社会参加を目的に平成13年に道路交通法が改正されて、運転免許を取得することが可能になったということでございますけれども、ほとんどの患者さんは医師の指示に従い法律を遵守しておるんですけど、一部の者がやっぱりその指示に従わないというか、隠しておるということも伺っております。

警視庁の全体の発表によりますと、2007年から11年の5年間に全国で持病が原因で発生した交通事故は701件あると聞いております。その中にはてんかんによる事故が225件、そのうち約7割の164人が症状を申告せずに免許取得や更新を行っていたと言われておりますけれども、本県における病気を申告して免許を取得している者がどれくらいいるのか、また、取り消し処分を受けた者はいるのか、それについてまずお伺いしたいと思います。

今井交通部長

委員お尋ねの、てんかん疾患等一定の病気をお持ちの方による免許の取得及び更新状況についてであります。

昨年平成23年中は75名の方が該当します。うち、てんかん疾患の方が24名。本年は5月末現在の数でございますが、総数で40名、うち、てんかん疾患の方が10名であります。これらの方につきましては、運転免許の取得及び更新の際、自己申告と運転に不安がある方などから運転適性相談を受けて、それぞれ個々の症状に応じて専門医の診断等に基づきまして、免許取得の可否を判断しております。

また、処分状況でございますが、平成23年中は6名の方を病気等の理由で処分を行っております。内訳は、てんかん疾患の方1名を取り消し、それから、認知症の方3名を取り消し、統合失調症で2名を停止180日、こういう内訳になっております。

また、本年5月末では統合失調症で1名取り消し、1名を180日の停止、それから認知症で1名を取り消しという3名の処分をいたしております。これらの方につきましては、安全運転に支障が認められましたことから、専門医の診断による臨時適性検査の結果に基づきまして、免許の取り消しや効力の停止をいたしているところでございます。

福山委員

今、御答弁がありました、てんかんなどの持病を持つ免許取得者、あるいはその他統合失調症等々を含めてその事故の発生状況、これもし言えるのであれば病名も含めてお願いします。

今井交通部長

交通事故の状況でございますが、県内におきましては、平成19年から本年5月末までに、てんかん等の一定の疾患を持つ方による交通事故が20件発生しております。事故の内訳は、死亡事故が3件、重傷事故が4件、軽傷事故が13件でございます。

その主な病名につきましては、脳血管障害、心臓疾患、意識障害、あと高血圧、糖尿病、こういったものが大半を占めております。てんかん疾患による発作、これに伴う交通事故は平成21年に追突による軽傷事故が1件発生しております。

福山委員

今、どういう状況かというのを大体報告いただきました。

やはり、認知症とかあるいは統合失調症、それからてんかん、いろいろそういう方以外にですね、そのような心疾患あるいは脳と言いますか、脳梗塞とかああいう状況だろうと思うんですけども、そういう状況の方いろいろおいでになりますけども、やはり事後的に言えば 20 件の件数の中で死亡3件と重傷4件ということは非常に大きな事故に繋がっているのかなというふうにも思います、事故の割合から言えばね。

そういう意味で、いわば病気のやってる方、こういう形で、本県の免許更新の時に先ほど言ったように、そういう申告、いろんな形であるんでしょう。さっき聞き漏らしたかもしれませんが、その申告するときに、100%であるというか、全部申告されてるんですか。

今井交通部長

一定の病気をお持ちの方につきましては、運転免許の申請時及び運転免許の更新時に、その申請書に「病気の症状等申告欄」、これを設けておまして、ここに病状を自己申告していただくことといたしております。また、交通事故等の場合はですね、そういった原因によるものかどうか、これは事故事件の捜査過程において、確認をいたしております。平成 13 年に、御指摘のように、絶対的欠格事由から相対的欠格事由、これは病気というのは個々の症状に差がございます。個人個人においてもですね、時期において症状の差があるということで、これらの申告を受けてですね、専門医の診断、参考意見、こういったものを免許取得の可否判断の材料といたしております。

福山委員

そういうことを可否判断するということで行われております。これは当然のことで、そういうふうな方針が警察庁のほうからも出ていると思うんですね。

例えばですね、これはおそらくそこまで、この 20 件の平成 19 年のこの事故にしてもですね、例えばこの方たちが、20 名の事故を起こした方たちが申告していたのかどうか。全国的に見てもですね、ほとんどの方が申告を実際にしてなかった。京都の例もそうですね、あのてんかんの患者さんも申告をしてなかったということですよ。そういう意味で隠れたそういう疾病患者さんが私はおいでになると。そういうことがなかなか自己申告だからこれわからないというのが現実なんですね。やはりこのあたりをですね、もっと強くてですね、免許更新時に指導というか、もっと明確にそのあたりのことを挙げる必要があるんでないですかね。どういう方向か、それは当然交通だけでなしに、警察全体、公安委員会全体でですね、考えていただければいけないんですけども、そのあたりをやはり、見逃さない、あるいは確実に自分の疾病に関して申告を出すような方法というのをですね、もう少し考えていただかないと。これはおそらく 100%はないと思うんですよ、申告制度は、そうでしょう。

今井交通部長

委員御指摘の京都の本年4月に発生しました、京都亀山で発生した事故におきましてもですね、免許更新時に病気の申告がなされておらなかったという報道がなされておりますが、本県内で発生した事故のうち、先ほど申しました 20 件でも、自己申告がなかったものもございます。

それで、免許の取得更新手続きを適正に実施するために、一定の病気の症状等が見られる方については、病気の症状等の申告欄に記載が必要であることを周知することが必要でございますので、これらについては県警ホームページに掲示するとともに、運転免許センター、各警察署の受付窓口、それから県下の指定自動車教習所等の窓口にも掲示して周知しております。

また、一定の病気にかかっていることなどにより、運転に不安がある方及びその御家族の方々のために、運転免許センターにおいては、運転適性相談窓口を設けておりまして、これらの相談に対応しておるところでございます。運転免許の申請、更新時には、具体的には、免許センターでございますれば、1階の受付カウンターで申請書を記載する台がございますけれども、ここで記載方法を例示しております。また、職員が巡回をいたしまして、症状等のある方は記載をしていただくというふうなアドバイスをしておるところでございます。

これはもう、あくまでも、自己申告でございまして、これら症状を有する方が、より申告しやすい適性相談等を受けて、的確に対応するように努めてまいる考えであります。

現在、中央の方では、有識者検討会を設置してですね、さらに申告が適正になされるようにですね、するための措置についても検討がなされておることを承知いたしております。

福山委員

今の方法論の中で、手を打っているのは理解もいたします。これは、先ほどこちよつと言いましたようにね、警察庁の発表で、2007年から11年の5年間で、持病が原因で発生した交通事故は701件、その中に、てんかんによる、例えばてんかんだけ取り上げると225件、そのうち約7割の164件が症状を申告せずに免許取得や更新を行っていたという、これは警察庁の事故の結果ですね、調査結果がそういうふうに現実的に出てるわけなんですね。

これ以上の答えは聞きませんが、ただ、私が一番心配するのはですね、やはりてんかんだけでなしに、認知症の事故も多い。認知症の方がホームページを開くのでしょうか。運転免許の更新手続きの際、御本人が行っただけで、そういうことをすべて理解してやるのかなということもありますので、そのあたりのやり方というのは、やはりもう少し周知徹底を私は図っていくような広報の仕方というのをしっかりしたほうが良いのかなというふうに思います。

そういう中で、例えばある程度の年齢に達した、まあ今免許の返納なんかもしてますけれども、医師の診断書なんかも必要なという1項目を加えるのも1つの方法かもわかりません。75歳なら75歳以上の方で更新する場合ですね、事故が起こったら大変な大きな事故になりますんで、そのあたりはですね、やっぱりある程度のそういうことも徳島県警としてね、考えられていったほうが私はええんではないかなというふうに。これは今後の話ですから、あえてきょう返事を求めませんが、そのあたりを十分配慮した形の方法を考えられたらいいかなということを御提案をさせていただきます。

それですね、前も私質問しているいろいろ問題になったんですけども、自転車の走行でいろいろ違反が多いですよ、いろんな自転車。まず、自転車の違反というのか、それは今数字がわかりますかね、年間どれくらい、どういう形かというの、ここ何年かぐらい。いかがですか。

今井交通部長

自転車の法令違反についての警告状況、これは16年11月からイエローカードを持って指導警告書を交付するなどして指導をいたしておりますが、本年4月末現在で、2,263件の警告をいたしまして、このうち約85パーセント近い1,912件にイエローカードを交付いたしております。

イヤホン、携帯、ヘッドホンこういったものの使用については、徳島県の道路交通法施行細則で禁止されております。これらの違反行為に対する警告状況であります。高校生が82人、中学生が24人、合計106人に指導警告をいたしております。なお、イヤホンの使用の警告というのをごさいます。携帯電話等の使用でございます。

福山委員

携帯電話、イヤホン、これはまさにですね、いろんな自転車の場合には違反があって、それでいろんな警告もたくさんなされておると。実際、年間にすれば、七、八千件くらいになると思うんですけどね。それぐらいの経過があると思うんですけどね。イヤホンについてですけどね、あるいは、携帯電話について、やっぱり今私は車で横走っていてもですね、イヤホンを聞いて走っていると注意を鳴らしてもですね、やっぱり聞こえない、聞けないというふうな状況、そういうのがあるんですね。それと、これは奈良県ですけども、自転車の携帯電話の使用禁止や大音量での車両(二輪車、自転車含む)運転禁止を盛り込んで、一部県道路交通法細則でなんか変えとるみたいなんですけどね。

やっぱりこういう、車にしてもそうなんですけれども、とにかく携帯で自転車で話してるのが、車だと罰金、すぐに行って、そういう違反。これが自転車の場合にはイエローカードなんでしょう。そうですね。イエローカードでいいのか。それとやはり、前に一度だけ飲酒運転で自転車で確か逮捕された事案が去年か一昨年くらいにあったような記憶があるんですけども、それで大分そのあたりを注意する、もしくは飲んででも自転車で来るから、いや自転車もあかんでよと、いうふうなことを言うようになったんですけどもね。ほんでもやはり、それは多いと思います。ほなけん、どこまで問題かというのは非常に難しい部分があるんですけどもね。

ただ、私は自転車の場合、特にヘッドホンして走ってる、あるいは携帯電話しながら走ってる、あるいは車でも隣へ来たら、わんわんいうて聞こえる音を出して、いっぱい夜中でも走ってますわね。ああいうの、私たまたま行政誌を見よったとき、奈良県のほうのそういう細則で道路交通法を変えたということがチラッと載ったから、私自身もちょっと気になってきょうちよつと言わしてもろたんですけども。そのあたり、本県の状況というのはどういう形になっとんですか。

今井交通部長

まず初めに、先ほどの説明訂正させていただきます。今年の高中生、中学生に対する携帯等の使用の警告件数合計106人と申し上げましたが、この中にはイヤホンの使用も含まれております。ただ、統計上分類してないんで、具体的なイヤホンやヘッドホンの使用の内訳が出てないということでございます。

自転車の法令違反についてはですね、これまでには酒酔い運転、それから制動装置不良の車両についての検挙措置というのを行われておりますけれども、その他の違反についての検挙措置というのはい実際の

所、検挙はございません。具体的に危険を及ぼしたというふうな個々の状況に応じてですね、今後検討していくべきことだろうと考えております。

福山委員

16年からイエローカードが発せられたと。これはおそらく、もう何万件になると思うんですけどもね、このイエローカードというのはどういう処置をしているのか。本人に、これ中高校生ですから、もちろん未成年ですから、非常に管理はきっちり漏れないようにしておるとは思うんですけども、こういうので仮にね、再犯というか、1回でなく、これだけの件数があるんだったら私はやる人間は何ぼでもやると思うんですよ、イエローカードだけだったら。

そのイエローカードをどういう形で処理をしておるのか。要するに、イエローカードを本人に渡すだけで済むのか、それとも、その学校に対してこういう問題があったということを通告するのか。また、そういう人たちが再犯はどうかというその点はわかりますか。

今井交通部長

指導警告をとった数等につきましては、教育委員会、学校等との申し合わせによってですね、警察本部では教育委員会のほうに、それから各警察署ではそれぞれの学校にその数、内容等を通知いたしております、指導に生かしていただいております。

福山委員

数、内容というのは、じゃあ、教育委員会に対して個人名は出さないということなんですか。

そうすると、例えば再犯した場合にね、再犯というかイエローカード2回目の方もおいでになるわな当然、こんだだけの件数があれば。そういう場合はやっぱりチェックしたらわかるんですか。

今井交通部長

警告書は保管しておりますので、確認することは可能でございます。ただ、再犯者について具体的な通報するとかそういった措置はとっておりません。

福山委員

やっぱり、この問題はですね、自転車というのは、私ことし入ってからもしましたが、本当に危ないんですよ。よその県と違って、歩道あるいは自転車道というのがね、本来は車道を走らなきゃいけないのが自転車という分類やけど、現実的には徳島の場合なんかは自転車道があるんは佐古の通りぐらいで、あとはほとんどないから、歩道も走らせているというのが現実論であって。だからそれだけに注意散漫、あるいはそういう歩道から車道の方に出るときに大きなイヤホンしておったりで、急に出てきて鳴らしたって聞こえない、いろんな大事故につながる可能性もあるしですね、今お話聞くとイエローカード出していただいて、それは教育委員会なり各警察署の方から各該当する生徒児童に通知を出すよ。

ただね、私思うのは、皆さんのお仕事柄そうだと思うけれども、1回した人間ていうのは、そう簡単に止めないと思っすんすね。やはり、イエローカードだけというも私は正直言うて、警告だけされるだけでそれで済むというんであれば、私はこういう事例は減らないと思っす。現実的に、数だけで結構ですが、減ってきてますか。イエローカードが、ここ5年なら5年の間。

今井交通部長

実態として、激減するという状況にはございません。

御指摘のとおり、悪質危険性の高い違反行為についてはですね、これは違反の内容大小問わずですね、当然場合によっては検挙措置も取るということは当然前提として考えております。今後も、そういった方向で取り組んでまいりたいと考えております。

福山委員

私はこれは今後頑張ってくださいという方向で、これ以上は深くは話しませんが、先ほど言いましたように、てんかんとか持病を持った方の更新のやり方、それと自転車走行についての携帯電話を含めた、傘のこういう問題もありますね。いろんな形がたくさん自転車にはあるわけなんです、それが大事故につながる可能性もありますので、今後ですねしっかりとですね、今井部長さん、このあたりをしっかりと皆さんと話をですね、できるように方法を、教育委員会としっかりと連携をとりながらですね、調整してください。

そうしないと、大事故につながったときに、当たった方も不幸だし、当てられた方も不幸だし、やはりそういうことがなくなるようにですね。また、必要とあればですね、公安委員長、これほんま必要であればね、奈良もちょっといろいろ調べたり、細則変えてでもですね、やっぱり私はやるべきじゃないかなと。だから公安委員長のほうもしっかりと、一言でも結構ですから公安委員長さんお気持ちだけしゃべってください。

畠山公安委員長

今、福山委員さんからいろいろ御指摘をいただいております。本当に自転車の事故というのは、公安委員会としても非常に関心の高いところでございまして、先ほどイエローカードを言われて、じゃあそのカードをどうしていきよんな、どう活用していきよんなということも議論はした経緯もございまして。非常に自転車による交通事故の数というのは相当数が多いわけございまして、今委員がおっしゃられました当てる者も当てられた者も非常に災難でございまして、非常に我々公安委員としても交通対策、安全対策として非常に懸念を持っておる一つでございまして。

そういったことで、今後このてんかんも含めまして、一定の疾患も含めまして、やはり隠そうと思えばなんぼでも隠せるわけございまして、そのあたりをどう対応していくか。あるいは、1回イエローカードの警告を受けた者への後の措置をどうしていくかということも、これは県警の担当含めて十分検討を今後していきたい、このように思っております。御指導ありがとうございました。

庄野委員

おはようございます。

昨日ですね、四国電力の岡川支店長さんの方から、この夏の計画停電のことについて県議会のほうでもお話がございまして、私も出席しておったんですけども、県警の場合は影響緩和措置対象ということで、医療機関とかと一緒にですね、計画停電のエリアであっても電気を送るといことがですね、送る対象として警察本部と警察署というのが載ってます。

あと、県警の関係は交番と駐在所とかもございましてけれども、各道路についての信号機とか考えられますけれども、計画停電になった場合の警察本部、警察署以外ですね、電気の関係というのはどういう形になるんでしょうか。

南委員長

小休します。(11時05分)

南委員長

再開します。(11時06分)

國平会計課長

委員から質問のあった警察の交番、駐在所の電気についての御質問でございますけれども、本部につきましては緩和措置が取られておるところでございます。一方、警察署につきましても、自家発電装置が設置されておりますので、計画停電の時間内では、自家発電装置の作動により、最低限の電気の供給は可能であると考えております。なお、交番等につきましては、そういう装置はございません。計画停電が起きた場合ですね、警察措置に遺漏のないように万全の措置をとっていきたくと考えております。

西岡警務部理事官

ただいまの会計課長の答弁なんですけども、すでに新聞等で御案内のとおりでございますけども、警察署につきましてはその対象外というふうに伺っております。したがって、該当するのはそれ以外の施設ということでございますので、警察署、警察本部以外でございます、例えば交番とか駐在所とかあるいは信号機とかそういったものが該当するというふうに理解をいたしております。

庄野委員

この計画停電というのは、阿南の橋の70万キロワットの石炭火力発電所がダウンしたときとか、非常に可能性の低いということの説明は受けたんですけども、県警もやっぱり危機管理、いつ何時どんな事象ができるかわかりませんので、警察本部と警察署はね通電していただけますので、もし仮にそういう場合になってもいただけますので、あとはそれ以外のところが少し心配でしたので、ちょっと質問したんですけども。

今後、どういう状況になってもですね、例えば地域の交番、駐在所の機能が維持されるような、100%維持されるかどうかというのは電気が来ないという場合は蓄電池でも備えとかんかったら難しいと思うんですけども。例えば、緊急の電話とかそういうのがあった場合はどうするんだとか、そこらまだ時間がございまして、あとそれと、信号につきましても、震災とかが起きた場合の消えない信号機というのは今ずっと設置され

ているというふうに聞いてますんで、それは順次進めていただけたらと思うんですが。そういう不測の場合に、計画停電で信号がとまるやいうんは想像がしにくいんですけども、そういう可能性というのも、やっぱりあるんですかね。

今井交通部長

現在、四国電力から説明を受けております計画停電が実施された場合の停電、これには信号機も含まれます。

庄野委員

そうなった場合には、警察官が行って、いろいろな指示とかしなければいけないので、大変なことになろうかと思えますので、計画停電がないと私も思っております。ないに越したことがないので、思っておりますけれども、まさかというかいざという時に備えての対応策みたいなものは万全を期しておきたいと思えます。

次に、振り込め詐欺は今までもあったんですけども、最近振り込め類似詐欺という新聞報道がありましたですね、いろいろとそういう悪巧みをして振り込ませようとする方は、巧妙な手口を使って、徳島県の被害もですね、ことしはもう1億円を超えているという新聞報道もあったんですけども、県内の、余り聞き慣れない振り込め類似詐欺の発生件数と被害の特徴について、若干お聞きしたいと思います。

山口生活安全部長

振り込め類似詐欺でございますが、新聞報道等にございましたように、6月24日現在の発生につきまして、被害件数が15件、被害総額が1億1,000万となっております。昨年の同じ時期と比べますと、件数で言うとプラス8件、被害額でプラス約4,900万円となっております。

特徴でございますが、65歳以上の高齢者が被害者の大体7割を占めておる。15人中10人でございます。それから、被害者15人でございますけれども、女性が8割を占めておる。それから1人当たりの被害額が高額である。徳島県、本県の最高額が5,000万円となっております。1人当たり平均いたしますと、約800万円となっております。それから、犯人グループが複数の会社を語って被害者をだますいわゆる劇場型と言われる被害がふえておまして、これも15件中12件が劇場型でございます。それから、銀行郵便局などのATM以外に、宅配便あるいはレターパック、こういったものを使用して金を直接送らせるという被害もふえております。これが、15件中3割、宅配便が2件、レターパックが3件であります。それから、被害に気がつかず、警察への届出が遅れる傾向にある。本人の期待感もございまして、当面の間は何回か金を振り込ませるということで連絡つくもんですから、なかなか被害に遭っていると自分で気がつかないということで被害申告が遅れると、こういったような特徴がございます。

庄野委員

本当大変な額が、悪質な、巧妙な手口によってだまされるというふうなことでありますんで、やっぱり啓発というか、前にもそういう振り込めだけでなしに、訪問販売みたいなんで高額な布団とか鍋とか、そういうふうな

物を、家においでる、特におばあちゃんとかが多かったと思うんですけども、田舎でそういうふうな高い物を契約させるというふうなこともありました。

やっぱり、常々啓発というか、そんなこと気をつけてよっていうふうなことを、やっぱり常々言よらなんだいかんと思うんですけど、そういう被害に遭わないための、啓発活動とか警察としての声かけとか、行政との連携とかそういう面はどうなっておりますでしょうか。

山口生活安全部長

委員御指摘のとおり、非常に広報啓発は大切であろうとこのように考えております。それで、特に高齢者に対しましては、防犯ボランティア等と連携いたしまして、独居高齢者宅を訪問して直接ビラを渡して説明をして、もしこんな電話があればこれはもうだましますよ、詐欺ですよ等やっております。警察官も独居高齢者宅の巡回連絡等で説明をいたしております。

また、各金融機関、郵便局等をお願いをいたしまして、窓口の方に、まずそこで振込の手続をすることもございますので、もしおかしな方が来たら、これはちょっとおかしいですよ、家族の方に相談されたらどうですか。警察に相談したらどうですか。ということを声かけをしてもらう。こういったことで未然に防いだことも20件ほどございます。あと、マスコミの方にも考慮をいただきまして、さまざまな形で広報もしているところがございます。それから、先も言うとります、レターパックあるいは宅配便での現金輸送。こういったこともございますので、先日、生活安全部長名でそういった宅配便の業者に対しまして、現金は送れませんよということ必ず声をかけてもらうというふうな手続きも現在やっておるところでございます。

庄野委員

わかりました。万全の体制というか、そういういろんなところに幅広く周知啓発ができるように、いろんな悪質な部分がありますよというふうなことをこれからも啓発をお願いしたいと思います。

それとあとですね、いろんな悪質な、今度フィッシング詐欺といいますが、いわゆる偽のインターネットサイトにIDやパスワードなどの個人情報を入力させて不正に取得をするフィッシングという、この被害拡大を防ぐと徳島県警はですね、5月の10日に相談や情報提供を受け付ける専用電話「フィッシング110番」を開設したということが報道されております。非常に巧妙化してきている犯罪を防ぐ意味では、非常に良いことだろうと思いますけれども、この現状といいますが、5月10日に設置がなされて、そういうフィッシングの防止には、県警の生活環境課のサイバー犯罪対策係の担当者らが24時間の対応ということで、非常に御苦労なさってるんだろうなという気がいたしますけれども、状況的にはどうですか。フィッシング110番というのは現状のところは何件かの問い合わせみたいなのはあったり、また防止できた事例というのはあるんでしょうか。

山口生活安全部長

つい先日、専用電話を生活環境課に設置をいたしまして、24時間電話を受け付けるという体制でフィッシング詐欺に関する情報の提供をいただくという取り組みを始めたところでございます。

取り組み当初、大きくマスコミ等で報道いただきまして、県民の関心も高かったということもあって、しかしながら、情報としては今のところ10件程度でございます。

いずれも、フィッシング詐欺に直接関わるような内容ではなくて、いわゆるサイバー犯罪に対する相談でありますとか、これはひょっとしたら詐欺でないでしょうかという相談でありますとか、それから、私の子供が遊んでるゲームサイトでいろんなアイテムを盗られましたとか、どうなんでしょうかという、そういった一般的な相談が今のところあるということで、直接フィッシング詐欺を防ぐような、あるいはそれに絡むような情報というのは今のところございません。引き続き、広報啓発をいたしまして、そういった情報を直接いただけるように、進めてまいりたいと考えております。

庄野委員

わかりました。それとあと、先ほどの振り込め類似詐欺の関係ですね、類似詐欺でちょっとおかしいなというふうなことを思ったら、県警の総合相談センターの方に呼びかけてほしいというふうに新聞の方にも#9110と、あと088-653-9110ということで新聞にも載っこんですけれども、こういう電話番号の周知みたいなのを徹底させたらいいなあというふうには思います。

それとあと、この#9110の方には、類似詐欺の電話がかかってきてどういう対応されているかという実態みたいなのがもしございましたら教えていただきたいと思います。

山口生活安全部長

広報につきましてはですね、様々な形でそういった相談電話があるということを知っています。それから、24時間警察署でも本部でも受けとりますものでございますから、そのような形で受けた場合には、それにつきましては明らかに詐欺ですよ。それから、それは詐欺のおそれがありますね。振り込む前に一度警察署に直接相談に来てください。そのパンフレットも持ってきて警察署の生活安全課に相談してみてくださいという形で、相談を受け付けております。

非常に匿名とされる方も、直接自分の名前を言われて相談される方もさまざまいらっしゃるんですけども、それにつきましても警察官から、夜間で当直体制に入ってますけれども、職員に対する教養もやっておりますので、それは話うま過ぎますよ、それはちょっとおかしいですよという形で、相手を説得してですね、必ず一度は警察署へ足を運んでもらうというふうな形で話を進めております。

庄野委員

終わりますけれども、これからもいろんな活動で24時間の体制の部分もございまして、厳しい部分もございまして、県民の安心・安全を守るために、どうか御奮闘いただきますようお願いして終わりたいと思います。

丸若委員

1点だけ。交差点での交通規制という、特に、工事によって優先道路が変更した場合の交通規制のあり方についてということでお伺いしたいと思います。

信号機があれば、一応交通規制というのもわかるんですけどね、ないところがほとんどですから、そうした場合に、同じような過失割合で事故がもし起こった場合にはやはり優先道路がどちらかというのが1つ先に判

断材料になると思うんですけど、この優先道路の考え方というのをまずお聞かせ願いたいと思います。国道があったり県道があったり市町村道があったり、それから、道路の広さなんかもあり、基本的にはどういふふうな考え方で優先道路を決めるんですか。

今井交通部長

信号機等が設置されておらない、交差点における車両の優先関係につきましては、道路交通法第 36 条に規定がございまして、車両等は交通整理の行われていない交差点で交差する道路の幅員が明らかに広いものであるときは、その幅員の広い道路を進行していく車両等の進行を妨害してはならないと、あるいは徐行しなければならない、というふうに規定されておまして、道路幅員の広狭によって優先が決められております。

丸若委員

大体常識的なところで、そうだろうと思うんですけども。ただ、さっき言ったように、工事ができて変わった場合に、同じような交差点道路が、片方が広くなったり、あるいは、逆にに今までは優先道路と思ったやつが工事によって変わるということも往々にしてあると思うんですね。

それともう一つは、工事はするんだけど、それじゃあ、その計画しとるとおりに完成してなくて、部分開通ね、計画道路の部分開通があって、例えば県道であれば、県道が拡幅工事しよると、それで、ある程度の交差点を通り越して、どっか市町村道に、狭いけれどもそこへタッチしたと。そしたら、その交差点からタッチしとるところまで供用開始になった場合には、やっぱ規制が変わるんですね。

そのときに、ちょっと1点ですけども、そのときの供用というのは、例えば交差点から広がったときに、50メートルで市町村道があってタッチしたということ、その距離というものはあるんですか。何ぼから先以上供用開始になったときにその規制が変わるとかいうふうなことはあるんですか。

今井交通部長

結論として、委員御指摘の、距離によって考慮はいたしますけれども、必ず規制をしなければならないとか、あるいはしないとかいう基準はございません。これはあくまでも、現場の交通実態、道路状況、交通事故の発生状況、できた交差点の危険性等を考慮して、規制措置が必要かどうかを検討いたしております。

丸若委員

交差点をするときに、例えば新設道路の場合なんかだったら、まず既存の道路があってそこにタッチしたと。そしたら、それからまだずっと向こうに計画道路があるという場合だったら、工事をしよるところには、例えばこっちの方が供用開始になつたら、道のところにタッチしたと、まあまあのところ。

そうした場合には、こちら側に規制とかガードレール設けて行けないようにして行って、T字路のようですね。その時に、交通量からいったら大体、私もあっちこっち、西のほうですから、市内はようわからんですけど、やっぱり現道のほうの交通量がある程度多くて、新設の方はやっぱり少ないと。どうしてもタッチしとるところまでやから。

だから、地元の人というのは、タッチしとっても、その周辺の人が走る場合には、全然、イメージしてくださいよ。ちょっと細いね、6メートルか5メートルぐらいの道路があって、そこに12メートル、13メートルがぼーんとぶつかったと。したとしたって、ほとんどそれが意識なくて、今までどおり、そんなところ交差点ええわって、だあっと行くんがほとんどだと思うんです、どこでもね。そしたら、ただそのときには恐らく優先道路といっても、変わってないとは思いますが、そういう場合はどうですか。変わらんわね、当然。

今井交通部長

御指摘の状況というのは、よく理解できます。こういった交差点においてもですね、交通事故の発生等、危険性が高い場合には、いずれかの道路に一時停止規制なんかをかけてですね、安全対策を講じておりますが、御指摘のような交通状況でございますれば、従来からの通行方法が大きく変わることになりますので、事前に付近住民、あるいは、通行車両に交通規制の周知に努めるとともに、現場での交通指導、それらを十分に実施する必要があると考えております。

丸若委員

ちょっと趣旨と違うところやけど。多分ね、何が言いたいかという、やっぱりよくあるのがそういうふうな場合、現道があってそこに新設道路工事があって、優先道路の環境が変わった場合には、地元の人というのはそのあたりの道路事情をよくわかるとるんですよね、習慣として。

ですから、例えば交差点を通り抜けて行って50メートル、100メートル供用したとしたって、向こう行ったってどうせ町道市道の狭い道やからお客さんも通らへんし、そんなん考えれんという話で、ぶいっと入ってくるわ、交差点にね。そうした場合に、事故というのが往々にして発生しとるのが現状であると思うんです。実際に、私の親戚もそこらのところで大事故起こしましてね、あと0.1秒違とったら死んどったという事故が起きたときにも、やっぱりそういう環境でした。そこは事故多発地帯で、しばらくしたら信号がついて、よくなるってきたんなんですけど。

やっぱりこれから、特に田舎の場合であれば、そういうふうな道路がぼーんと抜けるやいうことも往々にしてあると。そうした場合に、何が必要かなって言うたら、私はやっぱり、地元民に対しての周知というのが必要だと思うんですよね。ちょっと今、今井さんが言われたけれども、そこらのところをするときに、やっぱり地元の自治体のその担当が庶務だったり、道路だったら建設だったりいろいろあると思うんですけど、そういう方と情報を集めてする必要があると思うんですけど。現実にもそうした場合供用開始ということが、県道であれば県の土木のほうからあったという状況も入って、規制を明日からするという場合に、これからこういうふうな規制をしますよという告知は地元の人あるいは地元の自治体であったりということにしてますか。

今井交通部長

事前周知の関係でございますが、これは道路利用者等に大きな影響がございますので、その規制の内容によりますけれども、大きな影響があると考えられるものについては、報道発表とかあるいは市町村広報誌へ掲載していただいたり、あるいは独自にチラシ等の作成をしてこれらを配布して、周知徹底を図っておるところ

であります。当然、御指摘の道路管理者これらとは道路の新設設計段階から協議を重ねて相互に情報交換を図っております。

丸若委員

ですから、担当者、当事者同士はある程度意思疎通はできると思うんですけどね、やっぱり事故というのは、一番問題になるのは、さっき言ったほんまに地元でなれ親しんで、それこそ60、70の人やったらこの道しかあらへんわってな感じで、走っとるわけですよ。そこで、突如として道ができて、計画道路でどこまで抜けるんやということがわかっておったらまだできてないということもわかっると。

そうした場合に、やはり当事者同士っていうんではなしに、一番は地元民とか通行する側にわかりやすく周知をするというシステムというか、体制というやつを構築したほうがいいんじゃないかなということなんです。そのほうが事故がなくなる、発生を抑えられるだろうし。

例えば、今言ったように、交差点で道路供用開始したところで、昔ながらの規制をするということはまずできないと思いますよね。細いほうを優先にして、太いほうを規制するやいうことはできんと思いますから。やっぱりそういうふうなことがあるときには、供用開始ということがわかった場合には、事前に立て看板を立てるであったり、それから、供用開始したときにはパトカーでも来ておいて、規制を告知するというかな。そして、それを地元の人が見ていったら、ある程度頭に入ってきて、そのところを通行するときには注意して行くということが、事故の防止にもなるし。それから、そこに事故が発生するであろうから、というか違反者が出るだろうからというてパトカーに乗って違反者を逮捕って、逮捕じゃないけど交通違反を摘発やいうことは逆に警察に対する信頼をおとしめるということにもなると思うから、やっぱりそういうことになる前に、配慮していただきたいということの趣旨で質問をしよるんです。そこのところの対応をもう一回ちょっとお聞きしたいと思います。

今井交通部長

交通規制を新たに実施する場合において、従来以上に各地区の交通安全協会、事業所等を含めます安全運転管理協会、こういったところの協力を得まして、さらにきめ細やかに具体的に周知徹底が図れるように努めていきたいと思えます。

丸若委員

よろしく申し上げます。地元で、私のところでも、今度吉野町のほうでも、そういうふうなところに該当するようなどもできますし、阿波町のほうも今しよるということがありますし、それから県西のほうでもちょこちょこつとそういうところが見えますけどもね。そういうことで、とにかく事故が起こらないような対応を地元の優先とかの思いこみのある人に対して告知をどうするかということをぜひ根本的な命題として対応していただきたいと思えます。以上です。

中山委員

先ほどの庄野委員の質問に重複するところがあるんですけども、計画停電における信号機の停電ということですね、先日、先週の徳島新聞に、ちょうど 22 日の新聞に載ったんですけども、県警本部の南側の交差点でなんか訓練をされたということを書いております。交通整理訓練を、やはり手信号による交通整理や発電機を使った稼働方法などを学んだって書いておりました。今まで、そういうふうな停電というのは、我々考えられないことなんで、訓練というのはできてるのかというのが心配になるところでございます。

まず1つは、今計画停電というのはグループ分けでやられるということ、市町村によってグループ分け、1から7グループとかになっております。では、県下にたくさん交差点がありますが、その交差点もそのようなグループ分けで停電にするとか信号機をとめるということを考えてるのかということと、もう一点は、うまく手信号が機能していくのかということをちょっと懸念しているので、お聞かせ願いたいと思います。

今井交通部長

まず、計画停電の実施予定であります、これはあくまでも限られた条件下で実施されるということは十分承知いたしております。現在の計画では、県内を7ブロックに分けて、8時半から 21 時までの間2時間ずつ、順次停電を実施していくということでございます。この7ブロックは県下一円にわたりまして分類されておまして、例えば徳島市の区域だけ2時間とかいうブロックじゃなくて、徳島市の中で7ブロックに分けると、こういう分類の仕方でございますので、ほぼゲリラ的に2時間ずつ停電が実施されるということとして承知をいたしております。

信号機は県下に 1,044 機ございます。このうち、非常用電源付加装置、これは自動起動型とリチウムイオン型の両方がございますが、これが 61 機。それと、可搬型の発電機、これが 26 台。計 87 台でございます、全体の 8.3%にとどまります。それ以外の場所は、停電がされた場合は信号が滅灯します、消えます。そうしたことから、主要交差点においてはですね、交通整理を行う必要が生じてまいります。このたびの計画停電の実施計画の中でですね、それぞれ該当信号機の分類資料をいただいております、これを県下、各署に周知をいたしております。該当の信号交差点のうち、各警察署で優先順位をつけまして、それで現有体制で可能な配置を実施していくという予定にいたしております。

それから、信号交差点等における警察官の手信号での交通整理については、これは昨年も実施いたしました、ことしも新体制になって、先般、各署の代表者を集めて非常用電源の接続方法とともに、交通整理の訓練を実施しました。各署においても、これら訓練を行い、有事に備えるということといたしております。

中山委員

今、交通部長の答弁でですね、各警察署で決めるという、例えば、私の小松島署管内では、小松島管内で可能な交差点をとめるということで、その日になってみないとわからないということですか、ゲリラ的にということをおっしゃったんですけども。そういうふうな判断でよろしいのでしょうか。

今井交通部長

四国電力から説明を受けております内容は、7ブロックを順番に2時間ずつ交代で停電していくという予定ですので、その1つのブロック内にどこの信号機が該当するのか、これの一覧表を各署に示して、その第1

ブロックはここ、第2ブロックはこことここというふうに優先順位をつけてね、警察官を配置していくという予定にいたしております。

中山委員

そしたらですね、小松島市に限って言って申しわけないんですけども、1と7ともう一個あったのかな。例えば、8時半からなんですよ。8時半の交通ラッシュ時に信号をとめるということもあり得るんですね。

今井交通部長

8時半から21時までの間で実施されるという予定でございます。ですから、そのブロック内で順次交代で実施していくと、これは四国一円にわたるわけですけども、そういう状況で当然減灯する交差点が該当してくると思われま。

中山委員

これは決まったことでしょうかからしょうがないと思うんですけども、やはり通勤ラッシュ帯、通勤時間帯も多分2時間、8時半から1時間程度は結構ラッシュを含む可能性がありますので、十分な手信号、これは訓練を行ったということでそんなに訓練をしていないような新聞記事でございましたので、渋滞のないようにですね、ぜひ努力をしていただきたいなと思います。

それと、そのときにもし運転免許センターが停電になったときには、その対応というのはちゃんとできてるのでしょうか。

今井交通部長

計画停電の実施案では、警察本部、各警察署は通電が確保される見通しではございますが、本部出先の運転免許センターは、計画停電の実施対象施設になります。現在の運転免許センターについては、非常用電源設備がございません。ですから、停電が実施された場合はですね、当然運転免許の管理システムとか、免許作成システムが使用できなくなりますので、免許の更新、免許試験、それから停止処分者等に対する講習、すべて機器を用いますので、これらは実施できないこととなります。

そうしたことから、2時間ですので、午前午後いずれかに該当すると思うんですが、そうした事情を事前に十分周知措置を図る予定にいたしております。更新手続については、可能な限りですね現実的な措置をとる予定にしております。

中山委員

遠いところから大原の免許センターまで行って、あ、停電でいかんわということのないようにですね、ぜひとも周知活動を徹底していただきたいなと思います。

それと、あと、渋滞ですけども、これ慢性的な渋滞が至るところであると思います。

特に、私の小松島で言えばですね、勝浦川を境にして、本当に毎日のように、朝夕混むんですね。そこからずうっと県庁まで混んでおるのかと言ったらそうではないんですよ。勝浦川橋を抜けたら、ずうっと走るん

ですね。不思議なことです。自然渋滞ということでしょうがないんだとは思いますが、毎日毎日この渋滞というのが、その緩和に対して良い対策というのが、いろいろと考えられているとは思いますが、なかなか解消にならないので、ちょっと本当にやってくれてるのかなと。見たらですね、偏見かもしれませんが、勝浦から来るほうの信号は長いような気がするとか、ルピアの前から、旧の国道 55 号線の方から来る信号がいやに長いような気がするんですが、それは勘違いかもしれませんが、その辺の対策についてちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

今井交通部長

交通管制システムにつきましてはですね、基本的には幹線道路の通行を優先的に円滑化を図るということが中心になってございますので、特に朝夕のラッシュ時間帯というのは、現地時間が変更になりますので、一部やはりそうした脇道からあるいは支線から合流する場合は若干長くなるということも考えられます。

現在、192 号線の上鮎喰のときに、朝の時間帯を確認しましたところ、55 号線、それから 11 号線については、おおむね 7 時半から 8 時半の通勤通学時間帯は、12 キロ内外であれば 30 分程度で走行しておるといふなことでございます。ですから、現況の管制機器で本当になし得る限りの円滑化措置というのは実施しておるところでございます。

中山委員

いろいろと対策を講じていただいているとは思いますが、小松島からですね県庁に来るまで、12 キロないんですよ。ひどいときにね、ほとんど 1 時間、雨の日とかですね、かかることがありますんで、もう一度ちょっと重点的にですね、勝浦川橋のところを見直していただきたいなと。うちの嘉見先生なんか comes ときですね、1 時間半ぐらいかかるとか言うておりますので、もう一度見直していただきたいなと思います。

そういう平時のときにそういうふうな渋滞が起こります。これがですね、大規模災害が起こったときに、命の道とか、東日本はくしの歯作戦と言って、いろんな道があったから何とか復興復旧の緊急物資が搬入できましたけども、こういう状況ではですね、南に対して緊急輸送路の確保というのが非常に難しくなるんじゃないかなと思います。警察のほうで、どの程度有事のときのシミュレーションなり、じゃあ、シミュレーションというのは、もしものときこうなったときこうしよう、こういう渋滞が想定されるというようなシミュレーションというのはできているんでしょうか。

今井交通部長

大震災の発災等に伴う交通シミュレーションというのは、大変難しいところがございます。東日本大震災においてもですね、発災当初におけるそういった避難路、交通路の確保というのは非常に困難であったと聞いております。

それで、昨年、徳島大学の山中教授が、これは沖洲地区に限定した研究でございますが、津波震災発生時の自動車を利用した避難状況の交通シミュレーション解析、これの研究結果を発表されておまして、これについての教示を受けたところでございますが、やはり車両等が橋梁等で渋滞をいたしまして多くの車両が津波の到達までに避難ができないというような結果が出ております。

こうしたことから、従来から、大震災等の災害発生時における避難については原則的には車両を利用しないということで近くの高い建物とかあるいは高台等に避難していただくということでございます。ただ、東日本大震災でも、死者の65%が60歳以上の高齢者でございます。高齢者とか、あるいは身体障害者等の方々には車両を利用しなければ安全な場所に避難できないという事情もございます。これらの方々の避難をより確保するためには、やはり一般の方々には可能な限り車両を利用せずに避難するということを関係機関等と連携して、今後も広報啓発を図っていきたくと考えております。

中山委員

例えば、自主防災の人たちとかはですね、今交通部長がおっしゃったように、極力避難は徒歩でということをおっしゃって聞いております。しかしながら、避難困難地域の南のほうとか、過疎地域によりましてはですね、今部長がおっしゃったように、高齢者対策とか障害者対策ですね、やはり車でないと逃げられない場所が、地域がたくさんありますんで、その辺のところを、警察の方も、何かあったときには車での避難というのは難しいよっていうことをね折に触れ広報していただけるようお願いしたいのと、やはりちょっとした事故でも本当1車線、この前のちようど事前委員会の帰りに勝浦川橋の上で事故があったんですね。そうしたら、三軒屋からずっと動かないんですよ。そういうふうなちょっとした事故でも、そういうふうな大渋滞になりますので、これが大規模災害になったときには、本当車は絶対動かないと思います。だから、その辺の対応をしっかりとしてですね、シミュレーションしていただいて、やはり命の道ですから、緊急輸送路を確保できるような対策をぜひとっていただきたいということをお願いして終わりたいと思います。

古田委員

2問お伺いをいたします。

1つは児童虐待のことですけれども、6月1日の徳島新聞では、県内の3箇所の子ども女性相談センターに寄せられた相談が、昨年度ですね、435件というふうなことで大変高止まりというふうな御報告があるんですね。このうち県警がかかわった事件が何件か、そして、検挙に至った事件が何件で、その内容ですね、どういった問題だったのかということ、まずはお伺いをしたいと思います。

山口生活安全部長

児童虐待でございますが、徳島新聞の記事については拝見いたしております。これは、女性生活相談センターに寄せられた相談でございますが、県警で取り扱ったのは、昨年160件でございます。これは、ほとんどダブリはございません。

県警独自に、警察安全相談では160件ということでございまして、このうち身体的虐待が56件、それからの性的虐待、これが4件、怠慢または拒否、いわゆるネグレクトでございますけれども、これが23件、それから心理的虐待が77件となっております、合計160件の相談を受けているということでございます。

事件の検挙でございますが、昨年児童虐待で検挙した事件は3件でございます。その内訳は、1件は身体的虐待、それから2件が性的虐待でございます。若干申し上げますと、身体的虐待につきましては、借金苦で無理心中を図った実母が自宅で14歳の長女を絞殺しようとした殺人未遂でございます、これが1件でござ

ざいます。それから、保護者が児童に対し、これは女子なんですけども、性的虐待、これが2件でございます。計3件を事件として検挙していることでございます。

古田委員

本当に子供への虐待というのは、本当にニュースで見るとね、胸が痛む思いでございますので、できるだけ早くそれを発見して、対応するということが、大きな事故につながらないことだと思いますので。県警としてはですね、どのように対応されていくのか、そういったところをお伺いをしたいと思います。

山口生活安全部長

児童虐待事案の多くが家庭内で行われているということで、目撃者がいない。児童が幼いということもあって、なかなかその被害状況を話すこともできないというような特徴がございます。そこで、警察といたしましては、そういった児童虐待の相談を受けた場合には、早期に警察官を現場へ派遣いたしまして、直接警察官の目で虐待があったのかなかったのか、児童の服を裏返すとか、腕を見せてもらうとかしながら、そして実際にあったのかなかったのかの判断をする。そして、もしあれば児童相談所へ通告をして児童の安全を守る。もし刑法に触れることがあれば、刑法犯として検挙するというふうなことにしております。

いずれにしても、児童の安全な保護、これが最優先でございまして、これは県警察としまして、教育委員会、児童相談所、そういった行政機関とも連携をとりまして、対処してまいります。

古田委員

連携をですね、1つでも事件が起こらないように、対応していただきたいと思います。

もう一つは、県の暴力団排除条例施行1年になるということで、これは毎日新聞ですけども、企業などから照会が増加をしているということでね。一番大きな相談というのが、取引先が暴力団かどうかというふうなことの問い合わせが8割を占める。昨年は405件あったそうですけれども、そういった相談が寄せられた場合ですね、暴力団に関係していますかというふうなことを相談された場合、きちんとそのことはお答えしていたできるようになってるんでしょうか。どのような対応をされているのか、お伺いをしたいと思います。

植林刑事部長

御指摘のように暴追センター、あるいは県警に対する相談絡みでございますが、御指摘のように、企業等で相手が暴力団であるかどうか、あるいは暴力団協力者なのかどうか、相談を受けていると考えられます。皆さんに暴力団の情報を提供することは、非常にこちらからも積極的にやりたいというふうに考えておりますが、ただプライバシーとかいろんな問題もございます。公益性、そういったものを十分考えながら、できる限りの情報を提供しているのが現状でございます。

古田委員

県の暴力団排除条例ができて施行から1年と、去年の4月から施行されておりますけれども、それぞれ県のそういう条例に準じてですね、それぞれ市町村でも制定の動きがありますけれども、今現在ですね、どこ

の市町村にできているか。そしてまた、6月議会でも幾つかできたんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

植林刑事部長

市町村条例につきましては、これまでに、阿南市、三好市、東みよし町、那賀町の2市2町が制定できております。今、お話ありましたように、この6月議会で制定を進めているのが6町ございます。勝浦町、美波町、牟岐町、石井町、神山町、つるぎ町の6町でございますが、我々としまして、暴力団を排除するために市町村に働きかけ、支援をこれからも実施してまいりたいと考えております。

古田委員

市町村とも連携してですね、ぜひ、取り組みを強めていただきたいとお願いをして終わります。

元木委員

まず、冒頭に説明がありました警察手帳の偽造問題に関係して、ちょっと私が感じたことについて質問させていただけたらと思います。

警察手帳の問題が本当に残念だなと思ったのは、私の地元のほうもよく交通違反で切符を切られてですね、息子みたいな若い子に切符切られて残念じゃというようなことをよく聞くんですけれども。やっぱりそれが警察官であって、本当に特権を有した方がそう判断されているんな取締りをしてるんだからしょうがないという話もよくさせていただいておるんですけれども。そういう特権を持った方が特権を生かしてちょっと犯罪をされたということは、本当に県民の一人として残念な事案だったなと思っておるところでございます。

本県の知事部局におきましても、いろんな不祥事を受けてですね、監察局というのが4年ほど前に設置されたという経緯があるわけでございますけれども、これもやはり警察自体の監察を司る部局を模範にして、参考にして設置したというようなことで、監察部門というのにも、光を当ててですね、今回の事件を契機に改革をしていかなければならないんじゃないかなと思っておるようなところがございます。

こういう不祥事の事案というのは、その不祥事を起こした方ですとか、そのときの上司といった方々への処遇問題に焦点が当たって、そういったもとの組織としてそういう事案を減らす、少しでも無くすようなですね、組織づくりができておるのかということまでなかなか手が回っていないというのが実態じゃないかなと思っておるようなところがございます。

こういうような状況の中で、本県の監察課という部局があるということで、私も余り中身のことは存じ上げておりませんが、どういった組織でどういった活動をされておられるのか、また、今回のような事案が起こった際にですね、どういった対応等をなされておられるのか、お伺いをいたします。

鹿山首席監察官

首席監察官の鹿山でございます。監察部門を携わっております。警察の監察と申しますのは、公安委員会の指揮のもと、警察を管理する中で、監察という部門を司っておりますけれども、警察職員の非違事案等に

ついでに処分も当然やりますけれども、それ以降の事後措置として今後そういうことが起きないように、適正な警察運営ができるような措置も考えてやっておるのが監察でございます。

元木委員

今回の事件に関しての対応とかどういう動きをされたのか。

鹿山首席監察官

今回の事案に関して、監察としましては、武内という者についての処分、それとその直属の上等の監督上の措置としての注意指導を行っております。あと、非違事案が発生した原因、これについて調査しております、それを含めて、事後措置として今やっているところでございますが、例えばインターネットの確認、それぞれの職員の身上把握の徹底についてどういうふうなところでやっていくのか等について順次やっているところでございます。

元木委員

今回の事案につきましては、最近起こった話ではなく、もうかなり長期にわたってですね、そういったことがなされておったというような話をお伺いしております。監察部局にこういった情報が、その方の事案だけでなくでですね、いろんな有象無象あると思いますけれども、情報が入っていたかは我々存じ上げませんけれども、できるだけ速やかにそういう危ない事象があれば積極的に監察課が動いて、そういった事案の未然防止につなげていただきたいと思いますとともに、警察官自体の意識改革というのも監察部局が率先して取り組んでいただきたいと思います。監察課が今回の不祥事を受けて、抜本的な業務改革に取り組んでいかれますことを念じまして、この質問を終わらせていただきます。

次に、先ほども安全・安心の質問がありましたけれども、コミュニティゾーンについてお伺いをいたします。事前委員会で喜多委員からコミュニティゾーンの質問がありまして、私もコミュニティゾーンの存在を初めて知ったわけでございますけれども。私の地元においても本当に最近小学生等も歩かない子供が増えていますね、本当に近所の目と鼻の先の距離でも車で送り迎えをする若い保護者の方なんかが増えてですね、やはり安全・安心にかかわる問題というのかなり大きいのかなと。そういう中で、糖尿病ワースト1位というの関係してきておるのかなとそういう気がいたしております。

こういう中で通学路の問題も先ほどありましたけれども、通学路の安全安心ということで、土木サイドもいろいろな取り組みを進めていただいております、人口減少が進む本県、あるいは県西部の状況にもこれから新しい取り組みを進めていかなければならないのかなと感じておるようなところでございます。

こういう中でですね、コミュニティゾーンというのを徳島市周辺の、基本的には通学路を中心としたエリアで設定されて、そこを重点的に警察として見守ると、交番を中心とした見守りを行っていただいておりますのかと思っておりますけれども。私や委員長、副委員長の県西部というのは、交番というのはなくてですね、駐在所だけ、あとは警察署があるだけでございますけれども、例えば三好郡でいいますと池田ですとか、加茂といったエリアであれば、ある程度一定の人口の規模はあるわけでございますので、そういったコミュニティゾーンというのを県西部ですとか、県南部の人口規模の小さいエリアでも人口のある程度集積

のあるところにモデルという考え方もしても良いんじゃないかなと思うわけでございますけれども、御所見をお伺いいたします。

今井交通部長

コミュニティーゾーンの対策でございますが、これはいわゆる生活道路の歩行者、自転車利用者等の安全を図るための対策でございます。交通安全施設等整備事業、これは概ね5年の期間で全国的に進めておるものでございまして、道路管理者の国土交通省、それから公安委員会が協議をいたしまして、その対象区域を設定して、対策を図っております。

この基準については、相当程度の住宅地域や商店街などの日常生活が営まれる地域で、歩行者、自転車関連の事故が多発している区域は概ね25から50ヘクタールの範囲で選定ということで、500メートル四方以上というような区域で選定をいたしております。これは、平成8年から進められた安全対策整備事業の呼称名でございます。平成15年からはあんしん歩行エリアという対策を進めております。今申しましたように、ある程度住宅地域、商業地域の密集地域ということをお前提にしておりますので、これまでの県内の設定地域で県西部の選定はございませんでした。

しかし、ゾーン対策のできない地域ですね、単独等で存在する生活道路につきましては、最高速度を30キロメートル毎時の区間規制とか、あるいは路側帯の設置等のほかのゾーン対策で行う安全対策を必要に応じてこれまでも進めておりますし、今後もそれを推進していくことといたしております。

元木委員

きょうの新聞を読んでおりますと、岡山県の方で、子供が用水路に転落して2人が亡くなられたということで、お父さんのコメントでこんな危ないところがあるんだったら遊ばせなんだ。というようなコメントもありましたけれども、そういう警察の枠を超えた土木、施設管理者等の協力を得ながらですね、警察がそういった部局に言われてするのではなくて、やはり率先的にそういうコミュニティーの安全・安心を守っていくんだという気概を持ってコミュニティーゾーンをより強化して、エリアも拡大していただきたいと、そして地域の安全・安心につなげていただきたいということを要望して、この質問も終わります。

最後に、これに関連して、駐在所の機能強化についてお伺いをいたします。

私の地元の方でも、最近不審者が多く出没されるということで、なかなか犯人が捕まっていないということで、心配されておられる方も多いわけでございますけれども、こういう中でですね、県下においても人口が減少が進んで駐在所の統廃合というのが平成16年17年あたりより県警察によって進められて、駐在所では144の駐在所が105に減少したと。交番も27から26に減少したというようなことで、駐在所の統廃合が進んでおる一方で、自動車警ら隊ということで、パトカーの隊長以下36名増員をされたということをお伺いいたしておるわけでございます。

こういう駐在所が減る中でですね、今ある駐在所をもっと充実させてほしいというような住民の方の要望がございます。現在、駐在所というのは1人の方が配置をされて、奥さんがいらっしゃる方は奥さんを同伴されて、奥さんも手当を受けられて、旦那さんの業務をフォローされておるという現状でございますけれども、や

やはり1人の勤務であれば外に見回りに出てしまえばですね、その駐在所も空っぽになってしまって、やはり周辺の方の御心配というのも募っていくような状況であるのが実態であろうかと思うわけでございます。

交番でしたら、3交代で必ず2人はいらっしゃるということで、かなり交番周辺の安全・安心というのは担保されておるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、交番のない県西部で暮らす住民の立場からすればですね、やはり少なくとも1人は常に駐在所の中で張りついてほしいというような声があるような状況でございます。

こういう中で、交番相談員さんというのが交番にはいらっしゃいまして、警察OBの方の知見を生かした相談体制というようなことも展開されておるとも伺いいたしております、本当に年配の方の労働力の活用という観点からも本当にすばらしい取り組みであると思っておりますけれども。そういった駐在所にも警察OBの方を、例えば応援に行っていただくですか、そういった何らかの強化策ということをお考えになられておるかどうか伺いいたします。

山口生活安全部長

駐在所の機能強化という点でございますが、駐在所の1つの不在対策であろうというふうに考えます。

駐在所勤務員につきましては、一応原則といたしまして、駐在所を拠点に24時間常時警戒有事即応体制を維持するというところでございますが、パトロール、巡回連絡等の街頭活動に伴う所外活動、それと事務所内の相談受理、あるいは書類作成と、この2つに分けられると思っております。

この所外活動の時、不在時にはデスクにちょうどA4の大きさくらいの教示板と我々呼んでおりますけれども、そこにパトロールで不在ですということと本署への連絡先、連絡手段、デスクに電話があり本署につながりますというのを掲示してございます。それから、さきに委員がおっしゃったように、駐在所夫人がいる場合は、駐在所夫人が一義的に対応する。独身あるいは単身者の場合につきましては、隣接の駐在所員が立ち寄りをする、あるいは本署から無線で出てきて色んな拾得等の届出を受けると、こういうふうにやっております。

それから、先ほどお話しのとおり、広域自動車警ら隊、これは三好署を拠点に西部分駐隊というのがございまして、これを運用しております。それから、警察署のパトカー、あるいは駐在所のミニパトカー、こういったものを立ち寄りをさせて、しばらくの間駐在所の前で駐留警戒、こういうこともやっております。

それから、交番には交番相談員という制度がございますけれども、交番相談員の場合は特に必要と認める場合ということで県警の方で認めていただいて、全ての交番、26交番に43人の今交番相談員が配置されてございます。駐在所につきましては、そもそも交番につき特に認める場合という規定でございますので、国家公安委員会規則で規定されておりますので、そもそも駐在所は想定していない。といいますのは、駐在所は交番に比べて取り扱う事件事故の数も少なく、ある程度在所の時間がとれる、それから、夫人が帯同の場合は夫人が対応できる、それ以外の手段でもカバーできる、ということもあって、今のところ全国的にもほとんどないように承知しております。

ただこういう御時世でございますので、我々といたしましても全国的な調査、警察庁へも提言いたしまして、本日の御意見の検討をしてみたいと考えております。

元木委員

地元の話ばかりで恐縮ですけれども、最近の事例で、施設に帰って施設から高校に通っておられる高校生の方が自殺をするというケースがありました。その方は毎日、警察の前を通過して駅を使って高校に通っておられるという方でございますけれども、地域の方と話をしておりますと、やはり駐在所員さんの資質等にもよると思うんですけれども、そういう方にも駅ですね、多く高校生が来られるときに、駅の周辺等で一声かけてあげるとか、そういったこともしていただければ、そういった問題も避けられたのかもわからないというような話等もございます。駐在所というのは、地図で見ると、駅ですとか、最近でいうと交通量の多い道路沿いもふえておられるのかなと思っておりますけれども、そういった人がよく集まるところに駐在所というのは配置されておると思いますが、これからもすべきであろうと思っておりますけれども、そういったところに少しでも手厚い強化体制を敷いていただきまして、少しでも周辺の方が安全安心を感じられる日々をつくらせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

植林刑事部長

1点訂正させていただきます。先ほど古田委員の方から御質問ありました市町村の暴力団の条例の制定でございますが、6月議会に上程しておりますのは6町と申しましたが、上板町も上程しておりますので7町に変更していただきたいと思っております。

喜多委員

1点だけお願いします。時代とともに事件事故、不法行為とか、いろいろと変わってきて、先ほどから言っておりますとおり、最近では通学途上の事故とか、振り込め詐欺と振り込め類似詐欺とか、事前委員会でも出ました脱法ハーブとか、すごいわかりにくいような面もたくさんありますけれども、皆さん方一般職も含めて1,800名のおかげで、県民78万人が安心して暮らせていけるのでなかろうかと思っております。今後とも御努力をお願いしておきたいと思っております。

そういう中で、先ほども通学路というか、信号の話ができました。信号だけについて1点、お尋ねしたいと思います。

徳島が一番がたくさんありますけれども、糖尿病死亡率も、野菜摂取率の不足も一番であったり、一番が多い中で、矢印信号も最近の話、統計では全国先駆けてLED化が一番ということを聞いております。そんな中で、今の話でも、県下で1,044機の信号があるということで、その中でいわゆるLEDバレイ構想ということで、徳島県もLEDについては非常に力を入れております。

信号機の大きさは本当に交差点の信号機のおかげもあって、改善しているのではなかろうかと思っております。初めてLEDができたときに、ありやまあ、こりやすごいな、はっきりしてわかりやすい信号ができたな。」ということで喜んでおりましたけれども、LEDでないとこの交差点へ行ったら、ちょっと暗いな。見にくいな。事故が起こらなんだらええのになという思いがしておりますけれども、そんな中で、LED化の現状についてお尋ねします。

今井交通部長

お尋ねの信号機のLED化の状況でございますが、本年3月末現在でございますが、車両用の三色灯機につきましては、現在 54.1%。それから歩行者用灯機 55.9%でございます。全国的な整備率からしますと、現在、車両用は、東京都、長崎、和歌山の各県に次いで全国第4位の整備率。それから歩行者用灯機の整備は、長崎県、和歌山県に次いで全国第3位の上位でございます。

喜多委員

交通事故を防ぐ1つの方法として、信号のLED化、そして徳島ってやっぱりLEDやなと言うてくれるためにも、今、4位と3位ということでございますけれども、矢印とあわせてぜひとも1位を目指してほしいなと思えますけれども。きょうの朝のNHKでも、家庭用の白熱もことしいっぱいで生産も全部終わるということであったり、寿命にしても60倍、そして価格が4倍くらいという中で、自分は一番を目指してほしいなと思えますけれども、今後の対応、意気込みについてお尋ねします。

今井交通部長

信号灯機のLED化につきましては、交通事故の抑止に大いに効果を上げているものと私どもも認識いたしております。本年度も整備を進めまして、車両用、歩行者用ともおおむね57%程度の整備を図る予定にしております。全国的に見ても上位の整備率を維持できるものと考えております。引き続き、県の行動計画におきましても、平成26年度末における車両用灯機の整備率65%の目標を掲げて取り組んでおります。

南委員長

他に質疑はございませんか。

(「なし」という者あり)

ないようでございますのでこれを持って質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

ただいま審査いたしました公安委員会関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。

よって、公安委員会関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第14号

それでは、これをもって、公安委員会関係の審査を終わります。(12時21分)

畠山公安委員長が任期が近いということでごあいさつをしていただきたいと思います。

畠山公安委員長

相当時間が超過をいたしておる中でございます。しかし、ただいま委員長から御指名をいただきましたので、若干時間をいただいて最後のごあいさつを申し上げたいと思います。

私、本総務委員会に出席させていただくのも本日が最後となります。この間皆様方には本当にお世話になりました、御指導いただきましたことを含めまして御挨拶を申し述べたいと思います。

早いもので、公安委員に任命されまして3年が経過しようとしております。この間、いろんなことがありましたが、総じて大過なく過ごさせていただきまして、勤めさせていただきまされたことは、ひとえに、本日の委員の皆様、南委員長様をはじめ、委員の皆様方の温かい御指導なり、御鞭撻をいただいたものと心から感謝を申し上げる次第でございます。この席をおかりして、衷心より厚くお礼申し上げる次第でございます。ありがとうございました。

思い起こせば、警察を管理する公安委員会という全く、私にとりましては、未知の分野に携わってきたわけですが、当初このお話をいただいたときに私に勤まるのかとの不安もございまして、お断りもさせていただいたようなところでございましたけれども。せっかくの機会に公安委員会に席を置いて、警察行政を見たいとのことでお受けをしたところでございます。公安委員として、警察の活動を見ましたときに、警察職員の皆さんが、県民の安寧のため非常に活躍されている姿を目の当たりにし、非常に頼もしく、力強く感じましたところでございました。

この3年間、私なりに公安委員会、警察の管理をする上において、県民の目線を第一に、警察の管理に取り組んでまいりましたが、残念ながら、委員会、本会議等ででました、現職の警察官が逮捕されるという一部、非常に残念な不祥事が発生したことはまことに残念、痛恨の極みでありました。

しかし、この原因なり背景なり等々、本部長を中心としてやっておりますので、二度とこういうことが起こらないようにちゃんとしていきたいと考えております。

個人的にはこの3年間、大変貴重な経験をさせていただいたと思っております。今後、この委員会を終わりますしても、公安委員会並びに県警の理解者の一人として、県民の安心・安全のために警察にはできる限りの応援をしていきたいと感じているところでございます。

最後になりましたが、総務委員の皆様のみますの御健康、御活躍を心から念じまして大変簡単ではございますけれども、最後のごあいさつにさせていただきます。大変ありがとうございました。

南委員長

議事の都合により休憩いたします。(12時25分)